

## 議案第18号

### 大阪市コミュニティ振興施設条例の一部を改正する条例案

大阪市コミュニティ振興施設条例（昭和40年大阪市条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「センターの指定管理者」を「大阪市立都島区民センター又はセンターの指定管理者」に、「当該センター」を「大阪市立都島区民センター又は当該センター」に改める。

附則第7項中「センター」を「大阪市立都島区民センター又はセンター」に改める。

附則第8項中「センターの管理」を「大阪市立都島区民センター又はセンターの管理」に、「当該センター」を「大阪市立都島区民センター又は当該センター」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年2月13日提出

大阪市長 橋 下 徹

#### 説 明

都島区民センターの指定管理者の指定を受けるべきものの選定手続の特例を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

大阪市コミュニティ振興施設条例 (抄)

附 則

1 - 5 省 略

6 市長は、連合体（契約による2以上の事業者の結合体をいう。以下同じ。）が**大阪市立都島区民センター又はセンター**の指定管理者の指定を受けている場合において、当該連合体（以下「変更前の構成員による連合体」という。）の構成員の変更により当該指定の期間中に新たな指定管理者の指定が必要となるときであつて、当該変更の内容その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、第16条の規定にかかわらず、当該変更後の構成員による連合体又は当該変更により変更前の構成員による連合体が1の事業者となる場合における当該事業者（以下これらを「変更後の構成員による連合体等」という。）を**大阪市立都島区民センター又は当該センター**の管理を行おうとするものに指名し、当該変更後の構成員による連合体等に対し、その旨を通知することができる。

7 前項の通知を受けた変更後の構成員による連合体等は、市長の定めるところにより、その行おうとする**大阪市立都島区民センター又はセンター**の管理について、市長が定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

8 市長は、前項の申請の内容が第19条各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該申請をした変更後の構成員による連合体等が変更前の構成員による連合体と同程度の**大阪市立都島区民センター又はセンター**の管理を行うことができると認めるときでなければ、当該変更後の構成員による連合体等を**大阪市立都島区民センター又は当該センター**の指定管理予定者として選定してはならない。

9 - 13 省 略